

## ●定年引上げに係る注意事項等

### ※各注意事項について、

- ・年齢及び退職時年齢については、「年齢計算ニ関スル法律（明治35年法律第50号）」による。
- ・各例示の算定額は「退職手当基本額」のみであり、対象となる者には別途調整額が加算される。
- ・退職事由が「定年」又は「定年条例改正前の定年年齢に達した日以後非違によらない退職」の場合に適用される。（例示に退職事由の指定がある場合を除く）
- ・定年条例改正前の定年年齢以降の給料月額が7割支給となる者が対象となる。

#### 注意事項

- 1 退職日に係る退職事由
- 2 定年退職した場合の算定方法
- 3 定年条例改正前の定年年齢の時点で支給率が最高の場合
- 4 定年条例改正前の定年年齢に達した日以後に、その者の非違によることなく退職した場合の支給率
- 5 公務上の傷病又は死亡による退職の場合の加算率
- 6 特定減額により給料月額が減額された者の算定方法
- 7 転出による注意点
- 8 任用形態の変更による注意点

#### ※請求書について

※令和5年12月1日適用の様式を使用すること。

※60歳以降の給料月額が7割支給となった場合、「特定減額」欄に必要事項を記載すること

1 退職日に係る退職事由 ※旧定年年齢60歳の場合

定年年齢	退職時年齢 退職年度 退職日	60	61		62		63		64		65	
		~3/31	~3/30	3/31	~3/30	3/31	~3/30	3/31	~3/30	3/31	~3/30	3/31
61	R5	②	×		×		×		×		×	
61	R6	②	②	①	×		×		×		×	
62	R7	②	②		×		×		×		×	
62	R8	②	②		②	①	×		×		×	
63	R9	②	②		②		×		×		×	
63	R10	②	②		②		②	①	×		×	
64	R11	②	②		②		②		×		×	
64	R12	②	②		②		②		②	①	×	
65	R13	②	②		②		②		②		×	
65	R14	②	②		②		②		②		②	①

① 各年度の「定年条例改正後の定年年齢」に達した日以後最初の3月31日に退職した場合→「定年」

退職事由： ② 「定年条例改正前の定年年齢（60歳）に達した日以降」で「①より前に非違によらない自己都合退職」をした場合→「旧定年年齢に達した日以後その者の非違によらない退職」

×：対象者なし

※「特例定年」：定年年齢以外の年齢を定年と定めている職の者が対象（条例で定める年齢）

例）定年条例改正前において60歳以外の年齢を定年年齢と定めている職（用務員63歳定年、医師65歳定年 等）

旧定年年齢が60歳の者は、「特例定年」には該当しない。

※「定年特例」：定年年齢に達した日以後最初の3月31日に発令により退職する日を延長した場合（地方公務員法第28条の7）

例）定年年齢：61歳

61歳に達した日以後最初の3月31日付け発令：「〇〇条例第〇条第〇項の規定により令和X年3月31日まで勤務を延長する。」

令和X年3月31日付け発令：定年退職

定年年齢引上げに係る延長とは別の規定であること。（各団体の定年に関する条例に規定が必要）

## 2 定年退職した場合の算定方法

※定年年齢 改正前：60歳、改正後65歳の場合

	～3/31			4/1～				
(1)年齢	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
(2)勤続年数	28年	29年	30年	31年	32年	33年	34年	35年
(3)支給率（定年）			②40.80375	42.31035	43.81695	45.32355	46.83015	⑤47.709
(4)給料月額			①400,000	④280,000				
	※60歳定年退職の場合			※60歳に達した日以後最初の4/1～退職日までの期間				
	①×②=16,321,500 (③)			④×(⑤-②) =1,933,470 (⑥)				
(5)退職手当基本額 (③+⑥)	<b><u>18,254,970 (③+⑥)</u></b>							

### 3 定年条例改正前の定年年齢の時点で支給率が最高の場合

#### ※定年年齢 改正前60歳の場合

	~3/31			4/1~				
(1)年齢	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
(2)勤続年数	33年	34年	35年	36年	37年	38年	39年	40年
(3)支給率(定年)			②47.709	47.709	47.709	47.709	47.709	⑤47.709
(4)退職手当控除額			18,500千円	19,200千円	19,900千円	20,600千円	21,300千円	22,000千円
(5)給料月額			①400,000	④280,000				

※60歳定年退職の場合

$$\text{①} \times \text{②} = 19,083,600 \text{ (③)}$$

※60歳に達した日以後最初の4/1~退職日までの期間

$$\text{④} \times (\text{⑤} - \text{②}) = 0 \text{ (⑥)}$$

(6)退職手当基本額 (③+⑥)

19,083,600 (③+⑥)

※退職手当控除額算定方法

勤続年数2年以下 800千円

勤続年数3~20年 400千円×勤続年数

勤続年数21年以上 勤続年数20年の控除額(8,000千円)に、1年ごとに700千円を加算

受給額(60歳定年の場合)

・課税される額(勤続6年以上の場合1/2 1,000円未満切捨て)

$$19,083,600 - 18,500,000 = 583,600 / 2 \rightarrow 291,000$$

・課税される額による各税額

所得税: 14,855 市町村民税: 17,400 県民税: 11,600

$$\underline{19,083,600 - \text{各税額} = 19,039,745}$$

受給額(65歳定年の場合)

**19,083,600 < 22,000,000のため、全額受給**

※⑥の加算は0となるが、退職所得控除額が大きくなるため、60歳定年の場合よりも受け取る額は多くなる。

4 定年条例改正前の定年年齢に達した日以後に、その者の非違によることなく退職した場合の支給率

(60歳以降の給料月額が7割支給となる者)

※定年年齢 改正前60歳の場合

(1)退職時年齢	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
(2)勤続年数	28年	29年	30年	31年	32年	33年	34年	35年
(3)支給率(定年)			40.80375	42.31035	43.81695	45.32355	46.83015	47.709
(4)支給率(自己都合)	32.0571	33.3963	(34.7355)	(35.7399)	(36.7443)	(37.7487)	(38.7531)	(39.7575)

自己都合の支給率で算定

定年の支給率で算定

※各年度の「定年条例改正後の定年年齢」に達した日以後最初の3月31日より前に退職した場合(3月31日に退職した場合:「定年」の支給率)

※任期付職員・会計年度任用職員等、任期の定めがある者には適用されない。

※旧定年年齢が60歳の者は、「特例定年」には該当しない。

## 5 公務上の傷病又は死亡による退職の場合の加算率

※定年年齢 改正前：60歳 (①)、改正後65歳 (②) の場合

(1)退職時の年齢 (③)

(改正前定年年齢より前に退職)

$$58歳 \quad (②-③) \times \{ (①-③) \times 2/100 \} \div (②-③) = 4\%$$

(2)退職時の年齢 (④)

(改正前定年年齢以後に退職)

$$61歳 \quad (②-④) \times 2/100 \div (②-④) = 2\%$$

## 6 特定減額により給料月額が減額された者の算定方法

※60歳以降の給料月額が7割支給となる者について、請求書の「特定減額」欄にその旨を記載すること（請求書は令和5年12月1日適用の様式を使用すること）

※定年年齢 改正前：60歳、改正後65歳の場合

(1)年齢	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
(2)勤続年数	32年	33年	34年	35年	36年	37年	38年	39年
(3)支給率（定年）	②43.81695	45.32355	④46.83015	47.709	47.709	47.709	47.709	⑥47.709
(4)給料月額	①415,000	③400,000		⑤280,000				
		※特定減額による減額		※60歳時の給料月額の7割支給				

(5)65歳退職時の支給率で算定  $(① \times ②) + ⑤ \times (⑥ - ②) = 19,273,808$

(6)60歳退職時の支給率で算定  $(① \times ②) + ③ \times (④ - ②) = 19,389,314$

(7)退職手当基本額 **(5) < (6)のため、19,389,314円**

## 7 転出による注意点

※定年年齢 改正前：60歳、改正後65歳の場合

在籍団体	A市			B市				
	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
(1)年齢	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
(2)勤続年数	32年	33年	34年	35年	36年	37年	38年	39年
(3)支給率（定年）	43.81695	45.32355	②46.83015	47.709	47.709	47.709	47.709	④47.709
(4)給料月額	①400,000			③280,000				
	※60歳時の給料月額の7割支給							

※前歴であるA市の給料月額等はB市退職時の退職手当額算定時には考慮されないため、

$$\textcircled{3} \times \textcircled{4} = \underline{\underline{13,358,520円}}$$

※在籍団体がA市のみの場合（B市への転出なし）

$$\textcircled{1} \times \textcircled{2} = 18,732,060$$

$$\textcircled{3} \times (\textcircled{4} - \textcircled{2}) = 246,078$$

$$\underline{\underline{18,978,138円}} \text{（算定方法は「2 定年退職した場合の算定方法」参照）}$$

※注意点

転出により他市町村に勤務する場合の具体例

- (1) 「退職時に所属していた団体」の履歴の給料月額を基に退職手当を算定する。
- (2) 次の場合、給料月額が「転出前の団体」 > 「退職時に所属していた団体」であっても、  
「退職時に所属していた団体」の履歴を基に退職手当を算定するため、特定減額等には該当しないこととなる。
  - ・現所属団体を退職し、引き続き通算される地方公務員等となる場合（退職日の翌日から他市町村等に勤務する場合）
  - ※他市町村等：通算規定のある国・都道府県・市町村・一部事務組合等の職



※定年年齢 改正前：60歳、改正後61歳の場合

例1

	～R6/3/31	4/1～	～R7/3/31
在籍団体	A市		B市
(1)退職時年齢	60歳		61歳
(2)退職事由	自己都合（転出のため）		定年
(3)給料月額	400,000円		280,000円
	※通算規定により、退職手当を支給しない。		※60歳時の給料月額の7割支給

※B市の履歴（R6/4/1～R7/3/31）の給料月額を基に退職手当を算定

例2

	～R5/3/31	4/1～	～R6/3/31	4/1～	～R7/3/31
在籍団体	A市		C組合		A市
(1)退職時年齢	59歳		60歳		61歳
(2)退職事由	自己都合（転出のため）		自己都合（転出のため）		定年
(3)給料月額	340,000円		360,000円		238,000円
	※通算規定により、退職手当を支給しない。		※通算規定により、退職手当を支給しない。		※60歳時の給料月額の7割支給 (A市の給料表)

※A市の履歴（R6/4/1～R7/3/31）の給料月額を基に退職手当を算定

（同団体であっても、A市に所属していたR5/3/31までの履歴の給料月額は退職手当算定に使用しない）

## 8 任用形態変更による注意点

60歳以降一日も空けずに任期付職員となる→通算される

※任期付職員とならずに旧定年年齢に達した日以後その者の非違によらない退職となった場合：「定年」の支給率

※任期付職員となり、任期満了前に自己都合退職した場合→「自己都合」の支給率

※定年年齢 改正前：60歳、改正後61歳の場合

在籍団体	A市			
	～R6/3/31	4/1～R7/2/28	R7/3/1～3/30	R7/3/31
(1)退職時年齢	60歳	61歳		
(2)任用形態	一般職（正職員）	任期付職員（任期R6/4/1～R7/3/31）		
(3)勤続年数	30年	30年	31年	
(4)退職事由	旧定年年齢に達した日以後非違によらない退職	自己都合		任期満了
(5)支給率 （定年・任期満了）	40.80375（①）			42.31035（②）
(6)支給率（自己都合）	(34.7355)	34.7355（③）	35.7399（③）	
(7)給料月額	400,000円	280,000円		
	※通算規定により、退職手当を支給しない。	※60歳時の給料月額の7割支給		

※R6/4/1以降の任用形態

①任期付職員とならなかった場合（60歳 旧定年年齢に達した日以後非違によらない退職）

定年の支給率 ※「4 定年条例改正前の定年年齢に達した日以後に、その者の非違によることなく退職した場合の支給率」を参照

②任期付職員となった場合（R7/3/31 任期満了）

定年の支給率 ※退職手当算定に使用する給料月額は280,000円

③任期付職員となり、任期満了前に自己都合退職（R7/3/30以前に自己都合退職）

自己都合の支給率

※任期付職員の場合、定年引上げに係る特例が適用されない。